

◎特許法等の一部を改正する法律

(平成二十三年六月八日法律第六三号)

一、提案理由(平成二十三年四月二日・参議院経済産業委員会)

○国務大臣(海江田万里君) 特許法等の一部を改正する法律案及び不正競争防止法の一部を改正する法律案提案理由。

特許法等の一部を改正する法律案及び不正競争防止法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

まず、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

グローバル市場における競争が新興国を含めて激化する中、我が国企業の競争力を持続させるためには、イノベーションを促進し、新たな技術や産業を生み出すための環境を整備することが急務となっております。

こうした中、技術の高度化や複雑化に伴い、社外の技術も活用して研究開発や製品化を行うオープン・イノベーションが進展しており、これが要因となってライセンス契約の重要性が増

し、共同研究、共同開発が一般化するなど、知的財産制度をめぐる状況も変化しております。

また、中小企業等におけるイノベーションを促進するために知的財産制度の利便性を向上させることや、技術革新のスピードに対応して迅速、的確に紛争を解決することも一層重要になっております。

こうした事情に鑑み、知的財産の適切な保護、活用を実現するための制度を整備し、もってイノベーションを通じた我が国経済の成長を実現することを目的として、本法律案を提出いたしました。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、ライセンスの提供を受けて行う事業活動の安定性を確保するため、ライセンスの提供を受けた者が、特許庁への登録をしなくても、特許権を譲り受けた者からの差止め請求等に對抗できることとします。

第二に、真の発明者の適切な保護のため、真の発明者以外の者や共同発明者の一部のみによって特許権が取得されてしまった場合などに、発明者等が特許権を自らに返還請求できることとします。

第三に、知的財産制度の利便性を向上するため、中小企業等に係る特許料の減免期間を延長する等、料金と手続の両面にお

いて制度の見直しを行います。

第四に、知的財産をめぐる紛争を迅速、的確に解決するため、無効審判等の紛争処理制度の見直しを行います。

.....(略).....
以上が両法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院経済産業委員長報告(平成二十三年四月一日)

○柳澤光美君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特許法等の一部を改正する法律案は、我が国の経済成長を支える新たな技術や産業の創出を促進するため、通常実施権の登録対抗制度の見直し、中小企業に係る特許料金の減免制度の拡充、冒認出願等に関する救済措置の整備、無効審判等の紛争処理制度の見直し等、知的財産の適切な保護及び活用を図るための措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、冒認出願等に係る特許権に対して法がこれまで真の権利者による移転請求を認めてこなかった理由、東日本大震災被災企業等に対

特許法等の一部を改正する法律

する特許行政の対応、技術的制限手段を回避する装置等の水際規制を強化する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院経済産業委員長報告(平成二十三年五月三十一日)

○田中けいしゅう君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、特許法等の一部を改正する法律案は、新たな技術や産業の創出を促進するため、知的財産の適切な保護及び活用を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は、通常実施権の対抗制度の見直し、無効審判等の紛争処理制度の見直し、中小企業等に係る特許料の減免期間の延長等であります。

.....(略).....

両案は、参議院先議に係るもので、去る二十四日日本委員会に付託され、二十五日に海江田経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、二十七日に質疑を行った後、採決を行った結果、それぞれ全会一致をもって可決すべきものと議決いたしました。

特許法等の一部を改正する法律

以上、御報告申し上げます。